

2008年(平成20年)10月17日

熊本市自治基本条例検討委員会

会長 山口 道昭 様

熊本市自治基本条例検討委員会委員

国立大学法人 熊本大学大学院

法曹養成研究科(法科大学院)

教授 林 勝 美

(地方自治法専攻)



熊本市自治基本条例案に盛込むべき内容の提出について

標記について、熊本市自治基本条例に盛込むべき内容を、条例案として別紙のとおり提出いたします。

条例案として、提出した理由は、下記のとおりです。

記

- 1 条例案の体系が、既に案として提出されている他の条例案と、大きく異なっておりますので、その体系全体を検討の対象にさせていただくため、項目及び全条文を検討案として提出いたしました。個々の条文の多くは、「自治の基本理念」と「自治運営の基本原則」から導き出されるものであります。
- 2 用語の定義及び個々の条文の規定の内容が、他の条例案と、大きく異なっておりますので、全体の条文を検討の対象にさせていただくため、条例案として提出いたしました。
- 3 制度等の仕組みを規定した新提案の条文が多くありますので、全条文を検討案として提出いたしました。

以上

熊本市自治基本条例案に盛り込むべき内容（条例案として提出）

【 前 文 】

自治体の憲法として自治基本条例を制定する。
住民の信託に基づく、市議会及び市行政の運営。
国、熊本県と対等な立場での相互協力の関係。
地方自治の本旨に基づく、市議会及び市行政の運営。
自治基本条例の最高規範性の宣言。

第 1 章 総 則

（ 目 的 ）

第 1 条 この条例は、自治体の憲法として熊本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を明らかにし、住民の信託に基づく市議会及び市長その他の執行機関等の役割と責務等を明らかにするとともに、住民自治による情報の共有と住民参画・協働の市政運営に務め、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とします。

（住民主権）

第 2 条 住民は、熊本市の自治の主権者として、選挙により住民の代表者である議会の議員並びに市の代表者である市長を定め、その職を信託します。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとします。

（ 1 ） 自 治 自治体である熊本市を、主権者である住民が責任を持ち自ら治めることをいいます。

（ 2 ） 住 民 熊本市の区域内（以下「市内」という。）に居住する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）第 1 1 条に規定する者及び自治法第 1 0 条に規定する住民から法人を除いた自然人をいいます。

- (3) 市 民 市内に通勤し若しくは通学する者をいいます。
- (4) 事業者等 市内で事業を営み又は活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。
- (5) 地方政府 市議会、市長及び市の執行機関をいいます。
- (6) 市 政 市における地方政府の政策及び活動のすべてをいいます。
- (7) 市 長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。
- (8) 参 画 市政に関する課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの過程に主体的に住民が参画することをいいます。
- (9) 協 働 住民、市議会及び市長等は、それぞれが対等な立場で役割と責任を担い、補完し、協力し、公共的目的を果たすことをいいます。
- (10) まちづくり 良好な環境及び福祉の住みよい都市づくりを目指して行う市、住民、市民及び事業者等の行う地域における活動をいいます。
- (11) 出資団体等 次に、該当するものを出資団体等といいます。

ア 市が出資している団体

イ 市が補助金、奨励金、助成金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体

ウ 市が事務事業の委託及び自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体

エ 市の職員を派遣している団体

(最高規範性)

第4条 この条例は、熊本市における自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図らなければなりません。各計画の策定、見直し及び運

用においても同様とします。

2 この条例を実効あるものとするためには、本条例の各条文に定める個別手続き条例の制定が不可欠であるから、早急に制定するものとします。

3 住民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、熊本市の団体自治及び住民自治の確立・推進に努めます。

第2章 自治の基本理念及び自治運営の基本原則

(自治の基本理念)

第5条 市は、次に掲げることを基本理念として、地方自治の本旨に基づき団体自治を確立し、住民自治の拡充・推進を目指します。

(1) 住民主権 住民が自治の主権者として、住民参画により住民自治を実現することが、地方自治の根幹であります。

(2) 信託に基づく市政 熊本市の自治の一部を主権者である住民から信託され設置された、二代表制の市議会、市長及び市の執行機関は、地方政府として、住民自治及び団体自治の原理に基づき、情報公開と住民参画を基本として公正で透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

(3) 人権の尊重及び福祉の増進 住民は、平等として扱われ、国籍、障害の有無、性別、年齢、政治的、経済的、社会的関係等において差別されません。

住民は、多様な価値観を有する個人として尊重されるとともに、人権が守られなければなりません。地方政府は、住民の利益と権利を擁護し、一人ひとりの福祉の増進のため、最大限努力しなければなりません。

(4) 持続可能な循環型地域社会の実現 地方政府は、地域資源の有限性を自覚し、地域における自然、経済、文化の均衡のとれた住みよい地域を目指し、国際的関係をも視野に入れて、情報公開と住民参画を基本とした市政のもとに、多様で豊かな持続可能な循環型地域社会の実現を目指します。

(5) 市と県と国の対等な関係 市は、国及び県と対等・協力関係の下で団体自治を実現し、住民自治の原則、住民の市政への参画・協働のもとに、自立的でかつ透明な開かれた市政運営を行わなければなりません。

(自治運営の基本原則)

第6条 住民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる基本原則の下に自治の運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市議会及び市長等は、市政に関する情報を積極的に住民に公開し、情報の共有を図ること。
- (2) 参画の原則 住民の参画を基本として市政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 公共的課題の解決に当たっては、住民と対等な立場で協働を進めること。
- (4) 説明・応答の原則 住民からの意見・質問等に対しては、十分かつ誠実に説明・応答をすること。

2 住民は、市政に参画又は協働をしないことによって、いかなる不利益も受けないこと。

第3章 自治運営を担う主体の役割と責務

第1節 住民の権利と責務

(住民の権利及び責務)

第7条 住民は、憲法に規定する基本的人権を有し、すべて一人ひとりの個人として尊重され、平和で良好な環境のもとで、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されます。

2 住民は、自治法に定めるところにより、主権者として、住民の代表を選ぶ権利、条例の制定・改正又は廃止、市長・市議会議員の解職請求等の直接請求を行う権利、住民監査請求、住民訴訟の提起、その他の権利を有し、これを行行使うことができます。

3 市民及び事業者等は、法令又はその性質上保有できない権利を除き、前2項及び次項以下の権利を等しく行使することができます。

4 住民は、本条第1項及び第2項に規定するもののほか、主権者として、次に掲げる権利を有し、これを行行使うことができます。

- (1) 市政運営に関し、知る権利としての市長等及び市議会に対して、情報を取得する権利

- (2) 自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利
 - (3) 市長等及び市議会に対して、市政に参画する権利
 - (4) 市政に関し、意見を表明し、又は提案する権利
 - (5) 市政に関し、説明を求める権利
 - (6) 市長等及び市議会に対して、協働を請求する権利（以下「協働請求権」といいます。）
 - (7) 市長等及び市議会からの協働を求めることに對し、諾否をする権利（以下「協働諾否権」といいます。）
 - (8) 良好な、自然的、社会的、文化的環境のもとで生きる権利
 - (9) 安心・安全に生きる権利
 - (10) 阿蘇からの地下流水である市内の地下水を公水と位置づけ、清浄な地下水を享受する権利（以下「浄水享受権」といいます。）
 - (11) 青少年・子ども（未成年者の住民をいいます。以下同じ。）の市政に参画する権利
 - (12) 市政に関し、自ら考え判断し市政に参画するため、学習する権利
- 5 住民は、参画する権利、協働請求権、協働諾否権及び浄水享受権その他の権利の行使に当たっては、自治の主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任をもたなければなりません。
- 6 事業者等は、自由で自立した活動を営むとともに、住民及び市と相互に連携し、地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚して、地域社会との調和を図り、安全で快適な環境の実現に寄与するように務めなければなりません。

第2節 地方政府（議会）

（ 地方政府（議会の設置） ）

第8条 市に、地方政府を構成する議事機関として、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される議会を設置します。

(市議会の権限等)

第9条 市議会は、住民の信託を受けた地方政府を構成する議事機関として、住民の多様な意思を討論を通じて調整統合し、自治体の意思を形成する役割を果たします。

2 市議会は、自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正、廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する権限を有します。

(市議会の責務)

第10条 市議会は、広く住民の意見を聴き、市議会の審議その他の活動の透明性を確保し、開かれた議会の運営に務めなければなりません。

2 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治運営の基本原則にのっとり、常に住民の利益と権利を保障するとともに、住民の福祉の増進を基本にして進めなければなりません。

(市議会の会議)

第11条 市議会の会議は、討議を基本とします。

2 議長から、本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て、反問することができます。

(市議会への住民参加)

第12条 市議会は、請願及び陳情を住民による政策提言と位置づけ、委員会において審議するに当たっては、提案者が意見を述べるとともに、提案者と委員会の委員とが当該事案に関して意見を交換する機会を設けなければなりません。

(市議会議員の責務)

第13条 市議会議員は、住民の信託を受けた住民の代表として高い倫理観の下、地域の課題や住民の意見を把握するとともに、政策の提案及び立法に関する活動に務め、かつ、開かれた議会運営をとおして、住民のために誠実に職務を行います。

第3節 地方政府（市長及び執行機関）

第1款 地方政府（市長及び執行機関）

（地方政府（市長及び執行機関の設置））

第14条 市に、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた地方政府を構成する市の代表機関である市長及び執行機関を設置します。

（市長の権限）

第15条 市長は、主権者である住民の直接選挙により信託を受けた市の代表として市を統轄し公正かつ誠実・透明に市政運営を行います。

2 市長は、自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調整、職員の指揮監督、公共的団体等に対する指揮監督等の市の事務を管理し、これを執行する権限を有するとともに、住民の人権を擁護し、かつ、住民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

（市長の責務）

第16条 市長は、その権限の行使に当たっては、広く住民の意見を聴くとともに、この条例の自治の基本理念、自治運営の原則及び各制度を遵守し、住民との情報の共有及び市政への参画を基本として、説明・応答の市政運営に務め、住民の利益と権利を擁護し住民の福祉の増進を最大限に図り、公正かつ誠実・透明を基本としなければなりません。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを住民及び市議会に説明するとともに、その評価を含め達成状況を報告しなければなりません。

（執行機関の連携及び協力）

第17条 市長及び執行機関は、所掌事項について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、常に補助機関の活性化、機能的な組織を目指さなければなりません。

（参与等）

第18条 市長は、常勤の特別職である副市長に加えて、市長の業務を補佐するため、参与等を設置することができます。

（補助機関である市の職員の責務）

第19条 職員は、地方政府を構成する市長の補助機関として、その職責が住民の信託に由来し、一部の奉仕者ではなく、住民全体の奉仕者であることを自覚し

、憲法、法令及びこの条例の基本理念・自治運営の基本原則、各制度等を理解し、任命権者の指示、命令に従い、誠実、公正かつ能率的に職務を行わなければなりません。

2 職員は、地域課題を発見し、解決方策を発明し、他都市の実例に学び、政策実務の知識及び応用能力の向上に努めるとともに、自己啓発を図り、創意をもって住民と協議・協働し、住民自治を実現しなければなりません。

3 市は、前項に定める職員の能力の向上を図るため、研修体制を充実するとともに、職員の自己研修のために、多様な機会を保障しなければなりません。

第2款 行政運営の基本原則

(行政運営の基本原則)

第20条 市長等は、次の事項を基本とし、行政運営を行います。

(1) 市政に関する情報は、住民の共通の財産であり、透明で開かれた行政運営を推進し、市政情報の共有を基本にして、迅速かつ積極的に情報を開示及び提供しなければなりません。

(2) 課題の設定、施策の立案・計画、検討、決定から実施及び評価、見直しまでの各過程に住民参画を基本にして、住民を積極的に参画するよう保障するものとします。

(3) 計画、財政、評価等の制度を相互に連携させた組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

(4) 人種、信条、性別、年齢、社会的、身体的、政治的状況等で差別的取り扱いをすることなく人権を尊重し、一人ひとりの住民の権利の擁護を図らなければなりません。

(5) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、一人ひとりの住民の福祉の増進を目的として行わなければなりません。

(6) 組織及び制度は、簡素で効率的かつ機能的なものとなるよう、継続的に改善し、むだをなくし、最小の経費で最大の事業効果を上げるようにしなければなりません。

(7) 出資団体等については、その設立目的に沿った適正な運営等の視点に

立ち、必要な指導及び調整を行わなければなりません。

(総合計画)

第21条 市は、総合的かつ計画的に行政運営を図るため、最上位の総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための基本計画により構成されます。

3 総合計画は、住民の参画の手続きを経て案が作成され、基本構想及び基本計画は議会の議決を経て策定されます。

4 総合計画は、計画期間を定めて策定され、市長の任期ごとに見直しされます。

5 総合計画の進行及び点検・評価・改善・見直しを審議するための第三者機関として、総合計画進行評価委員会を設置します。

6 市長等は、総合計画について、住民への周知を図り、基本計画に基づく事業の進行を管理し、その状況を公表しなければなりません。

(健全で透明な財政運営)

第22条 市の財政の状況を総合的に把握して的確な分析を行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげるように健全で透明な財政運営を行わなければなりません。

2 前項の目的を達成するため、市は、次に掲げる財政情報を作成し、公表しなければなりません。

(1) 市の全財政を通じた資産、負債及び資産の移転等の現況を正確に把握するため、一般会計、特別会計、企業会計及び出資団体等の連結決算を行って、市の財政診断に必要な財務諸表を作成しなければなりません。

(2) 市は、何人にも分かりやすい予算書、決算書を作成するため、款・項別の説明方式に加えて、目・節において、人件費を含む政策の原価、財源、事業採算等を明記しなければなりません。

3 市は、経常収支率、人件費比率、公債費負担比率及び地方債残高比率等、財政運営における主要な指標に関して適正値を定め、中・長期の財政健全化計画を作成し公表しなければなりません。

4 市の予算は、前2項に規定する財政情報の作成、財政健全化計画のほか、総合計画及び行政評価等を踏まえて編成し、その編成過程を明らかにして住民に分かりやすく説明しなければなりません。

5 市の予算執行に当たっては、事業の予定、進行状況が明らかになるように、予算の執行計画を定めて、住民に公表しなければなりません。

6 市の決算の公表に当たっては、改善点を明確にして、住民に公表しなければなりません。

7 市の財産については、次の各号により管理等を行うものとします。

(1) 市の財産管理に当たっては、財産の保有状況を明らかにして、財産の適正な管理及び効果的な運用を図るため、財産の管理計画を定めなければなりません。

(2) 前号の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況、その他前号の目的を達成するため必要な事項が明らかになるように定めなければなりません。

(3) 財産の取得、管理及び処分は、法令等に定めるもののほか、第1号に定める管理計画に従って進めなければなりません。

8 市は、財政運営の効率的推進を図るため、第三者機関として財政健全化推進委員会を設置します。

(自治体法務)

第23条 市は、この条例を最高規範とする体系のもとに、条例、規則、要綱を整備するとともに、各政策分野における条例等を制定し、この体系の中に、位置づけなければなりません。

2 市は、住民の多様な価値観や市の行政課題に対応した主体的な政策活動を推進するとともに、総合計画に基づいた地域の特性を生かした、自治立法権と自主解釈権を活用し、積極的な法務行政を推進しなければなりません。

3 市長は、住民のさまざまな法的要望、活動に対して、法務の側面から支援するものとします。

4 市長は、制定した条例、規則、要綱等を体系的にまとめて、毎年度これを公

表するものとします。

5 市長は、職員の法務に関する能力の向上を図るため、明確な基準を設定・公表した上、職場内公募を実施し、法科大学院等への派遣等を行い、職員の法務に関する能力の向上を図らなければなりません。

(行政評価)

第24条 市長は、効率的でかつ、効果的な行政運営を図るため、全ての施策及び事業の行政評価を年1回実施しなければなりません。

2 市長は、評価基準を定めるに当たっては、住民の福祉の増進・向上を図った視点に立って評価の指標等を定めるものとし、評価に必要な行政評価情報を、積極的に住民に公開・提供しなければなりません。

3 市長は、行政評価の成果と同時に必ず問題点、改善点を明らかにし、それを総合計画、施策、事業、予算・財政、組織等の必要な見直し等に生かさなければなりません。

4 市長は、行政評価の適正かつ透明性を図るため、公募を含めた住民、学識経験者、専門家等による第三者機関として、行政評価委員会を設置します。

(行政改革)

第25条 熊本市は、行政運営について、たえずそのあり方を見直し、質を向上させるため、行政改革大綱を策定し、行政改革を進めなければなりません。

2 行政改革大綱は、総合計画との調整のもとで策定されます。

3 行政改革大綱は、市長の任期ごとに実施期間を定めて策定されます。

(総合的な行政サービス)

第26条 市長等は、住民の要望及び多様化する市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、部局の連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

(苦情処理・公的オンブズマンの設置)

第27条 市長は、住民の行政運営に関する苦情を公正かつ中立的な立場で、的確かつ迅速に処理することにより、住民の権利利益の擁護を図り、市政に対する信頼性を高め、公正かつ透明な行政の推進を図るため、別に条例で定める熊本市公的オンブズマン（以下「公的オンブズマン」という。）を設置します。

2 公的オンブズマンは、住民の代理人として3名により構成し、住民の申立て

に係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うものとします。

- 3 市長等は、公的オンブズマンの職務の遂行に関してその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、公的オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければなりません。
- 4 市長は、公的オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、行政に関して優れた識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱するものとします。
- 5 市長等及び職員は、公的オンブズマンの職務の遂行に関し、協力する義務を負うものとします。
- 6 公的オンブズマンは、苦情の申立に対する意見・提言等の内容について、改善点及び問題点の指摘を含めて年次報告書を作成し、これを公表するものとします。

(行政手続)

第28条 市長等は、住民の権利の擁護と利益を図るため、行政処分、行政指導、届出に係る手続に関し、公正の確保と透明性の向上を図らなければなりません。

- 2 前項の手続に関して、必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(出資団体等)

第29条 市長等は、出資団体等に関し、市との関係、出資団体等の経営及び財政状態等に関して、資料を作成し、毎年度、市からの資金の流れ及び出資団体等の運営体制及び経営状況等に関して公表するものとします。

- 2 市長等は、出資団体等について、経営及び財政状態等を総合的に評価・検討して、その継続・廃止について結論を出し、これを公表しなければなりません。
- 3 市長等は、出資金及び補助金の交付等が適正に運営されているかどうかを審査するため、公募住民、学識経験者、専門家等を委員とする第三者機関として、出資・補助金等適正委員会（以下「適正委員会」という。）を設置します。
- 4 前項の適正委員会の手続き、運営に関しては、別に条例で定めるものとします。

5 市長等は、出資団体等に関して、住民から苦情を受けた場合は、事実の調査をした上、当該団体に対して、意見、助言等を述べるとともに、その結果を公表するものとします。

(監査)

第30条 監査委員は、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査並びに市の事務の執行の監査をするに当たっては、事務事業の適法性及び妥当性のほか、経済性、効率性及び有効性の評価等を踏まえて行うものとします。

(外部監査)

第31条 市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者（以下「外部機関等」という。）に監査を実施させることができます。

2 住民は、前項に規定する目的を達成するため、市長等に対して監査委員に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができます。

3 市長等は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させ、その結果を公表するものとします。ただし、監査を実施させないときは、請求した住民に説明するとともに、その理由を公表するものとします。

4 前3項に規定する外部監査機関等による監査の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

(公益通報)

第32条 市の職員及び出資団体等の役員、職員（以下「職員等」という。）は、法令に違反する事実、人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し又はこれらに重大な影響を与える恐れのある事実気付いたとき並びに公益に反する恐れのある事実、事務事業にかかる裁量の誤りに気付いたときは、これを放置せず、かつ、隠すことなくその事実を別に定める弁護士等を委員とする第三者機関等に通報しなければなりません。

2 第三者機関等は、職員等の外、市民からの通報による場合も、調査を開始しなければなりません。

3 第三者機関等の調査に対して、職員等は協力する義務があります。

4 正当な公益通報を行った職員等は、その公益通報をしたことを理由に不利益

を受けないよう保障されなければなりません。

5 公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(安心・安全に暮らせるための危機管理)

第33条 市長等は、安全で安心な生活を確保するため、常に不測の事態に備え、住民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければなりません。

2 市長等は、災害等の発生に対処するため、予測することができる危険等の必要な情報を、日頃から住民に周知しなければなりません。

3 市長等は、災害等の発生が予想されるとき、又は災害等の発生時には、住民と情報を共有するとともに、関係機関等と連携し、速やかに状況を把握し、対策を講じなければなりません。

4 住民は、災害等の発生時には、自らの安全確保を図るとともに、地域コミュニティの一人として、隣人を助け、互いに協力して災害等に対処しなければなりません。

第4章 自治運営の基本原則に基づく 制度等

第1節 情報共有と説明・応答責任 による自治運営

(情報を取得する権利)

第34条 住民は、市政の主権者として、市政に関する情報を取得する権利を有します。

2 住民は、市の公共課題に関して、市長等に対して必要な情報の作成を提案する権利を有するとともに、作成されたその情報を取得する権利を有します。

(情報公開・共有の原則)

(第35条 市議会及び市長等は、市政に関する情報の公開が、住民参画及び透明な行政の運営にとって不可欠なものであることを認識し、住民に正確で分かりやすく迅速に公表、公開及び提供しなければなりません。

(行政の意思決定過程における情報の共有)

第36条 市長等は、この条例に基づく基本理念、自治運営の原則及び各制度に基づき、その意思決定過程における情報を公表、公開及び提供して公正で透明性の高い行政運営をしなければなりません。

2 前項における意思決定過程の情報の内容は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 課題・目的の設定及びその背景、経過、理由
- (2) 検討した他の複数の政策・計画案の内容及び決定した政策・計画の優先順位とその理由・根拠
- (3) 他の自治体の類似する政策・計画等との複数の比較検討
- (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (5) 当該政策・計画に関係ある法令及び条例等
- (6) 政策・計画等の実施にかかわる予算・財政等の位置づけ
- (7) 将来にわたる政策・計画等のコスト計算

(8) 政策・計画等にかかる行政評価による改善点及び見直しの内容

(9) 政策・計画等にかかる住民参加の状況及び計画案の提案の内容

(情報の共有の制度)

第37条 市の保有するすべての情報は、情報公開制度の対象になります。

2 住民は、市に対して情報の開示請求ができます。

3 市は、課題の設定、施策の立案・計画・検討・決定、施策の実施・評価及び見直しにかかる行政過程の各段階の情報を公表、公開及び提供しなければなりません。

4 次の各号に掲げる情報公開制度を総合的・体系的に整備し、各段階の情報を公表・公開及び提供しなければなりません。

(1) 計画に関する情報(総合計画、実施計画、事業計画及び分野別計画、地域計画、地区計画)

(2) 条例制定、改正及び廃止に関する情報

(3) 行政評価に関する情報

(4) 財政、予算及び決算等に関する情報

(5) 住民参画に関する情報

(6) 行政との協働に関する情報

(7) 出資団体等に関する情報

(他の自治体の情報の調査・共有)

第38条 市議会及び市長等は、他の自治体の施策及び具体的事例等を調査、検討し、これを本市に役立てるとともに、住民に公表しなければなりません。

(情報の収集及び管理)

第39条 市議会及び市長等は、市政に関する情報を正確かつ適正に収集し、住民に速やかに提供できるように統一された基準により、整理し、保存及び管理しなければなりません。

(個人情報保護)

第40条 市議会及び市長等は、別に条例の定めるところにより、その保有する個人情報について、適正に管理するとともに、その利用、情報提供等に関し適切な保護措置を講じなければなりません。

(説明を求める権利)

第41条 主権者である住民は、市政に関し、説明を求める権利を有します。

(説明責任及び応答責任)

第42条 市議会及び市長等は、主権者である住民に対して、この条例に基づく基本理念、自治運営の基本原則及び各制度に基づき、市政に関する事項について、積極的に説明及び応答する責任を果たさなければなりません。

2 市議会及び市長等は、住民に対し、本条例第36条第2項に定める意思決定過程の情報等を含めて市政に関する事項につき、誠実かつ納得できるような説明をしなければなりません。

3 市議会及び市長等は、住民から寄せられた意見、要望・疑問等に対し、事実に基づき関連性及び全体象が明らかになる資料を提供するとともに、対話を通して誠実に応答する責任を果たさなければなりません。

第2節 参画による自治運営

(市政への参画権)

第43条 主権者である住民は、市政に参画する権利を有します。

2 市議会及び市長等は、住民の市政への参画を推進しなければなりません。

(参画及び推進の原則)

第44条 市は、市政の課題の設定、原案の策定、計画、決定、評価、見直しのそれぞれの過程に住民の参画を保障しなければなりません。

2 市は、住民の知識、経験を尊重し、市政への参画を推進して、住民の意見、提案等を施策に十分反映できるように手だてを講じなければなりません。

3 市は、住民が市政へ参画する際には、シンポジウム、説明会及び公聴会等の多様な参画形態を保障する手だてを講じなければなりません。

(参画の対象、参画の形態及び参画の手続き)

第45条 市議会及び市長等は、住民が市政に参画する権利を保障するため、次に挙げる重要事項は、参画の対象にしなければなりません。

(1) 次に掲げる計画の策定、計画の進行管理、計画の改定及び廃止のとき

ア 総合計画(基本構想・基本計画(10年計画))

イ 実施計画(3年計画)、事業計画(1年計画)

ウ 分野別計画

エ 地域計画、地区計画(小学校単位)

オ 法令又は条例に規定する計画

カ 国及び他の自治体にかかわる計画

(2) 条例、規則及び要綱(政策、計画、事業の基準等を定めるもの)を制定、改定及び廃止するとき。

(3) 予算の編成及び決算のとき。

(4) 住民の生活に重要な影響を及ぼす方針、政策及び計画の策定・改定のとき。

(5) 行政評価の実施のとき。

2 市政への参画の形態は、次の各号に定めるものとします。

(1) 審議会

(2) 公聴会(自治法第109条第5項)

(3) 参考人(自治法第109条第6項)

(4) パブリックコメント

(5) 説明会

(6) 意見交換会

(7) シンポジウム

(8) ワークショップ

(9) 学習会

(10) アンケート

3 参画の形態の手続きは、次の各号に定めるものとします。

(1) 第1項第1号(ア・イ)、第2号及び第4号に規定する参画の対象については、前項の参画の形態のうち、議会の行う公聴会及び参考人を除くその余の参画の形態を採用して、広く住民の意思を取り入れなければなりません。

(2) 第1項第1号(ウ・エ)に規定する参画の対象については、前項の参画の形態のうち、(1)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(9)の参画の形態を採用して、広く住民の意思を取り入れなければなりません。

(3) その他の参画の対象については、住民の意見を聴取する等して、複数の参画の形態を採用するものとします。

4 前項に規定する参画の手続きについては、参画の対象ごとに、各年度当初に「市政だより」及び市のインターネット上に年間の予定を公表し、参画の募集を行わなければなりません。

5 市は、第1項各号に定める住民の参画の記録を各年度毎に作成し、問題点及び改善点を明らかにして、これを公表するものとします。

6 市長は、参画の実施及び進捗状況等について、点検・評価を行う第三者機関として住民参画推進評価委員会を設置します。

7 住民参画推進評価委員会は、市長に対し、前項に規定する評価結果の問題点及び改善点について、勧告・提言を行うものとします。

8 市長は、住民参画推進評価委員会の勧告・提言がなされたときは、これを尊重しなければなりません。

9 本条各項に定める参画に関する手続き等に関しては、別に住民参画推進条例で定めるものとします。

(市政への男女共同参画の推進)

第46条 市は、男女の人権が尊重された、多様な生き方を地域において選択し、地域社会のあらゆる活動に対等に参画し、責任を分かち合える地域社会を目指さなければなりません。

2 市は、男女の役割を固定せず男女の平等を基本にして、市政に男女が多様に参画できるように手だてを講じなければなりません。

3 市は、男女共同参画の地域社会を、着実に実現させるために、男女共同参画の計画を策定しなければなりません。

4 市は、男女共同参画の推進のために、女性センターを設置し、女性のスタッフ及び専門的知識を有する者を育成し、充実した組織にしなければなりません。

5 市は、男女共同参画計画の推進のため、第三者機関として、男女共同参画推進委員会を設置しなければなりません。

6 市は、男女共同参画計画の進捗状況について、毎年度公表しなければなりません。

7 市は、別に定める男女共同参画推進条例を制定しなければなりません。

(青少年、子どもの市政への参画の推進)

第47条 青少年及び子どもは、教育を受け健康に育つ権利があります。

2 青少年及び子どもは、社会の一員として、市政に参画する権利があります。

3 青少年及び子どもは、社会の一員として市政に関し、意見を述べ提案する権利があります。

4 青少年及び子どもは、それぞれの年齢に相応しい形で市政に参画することができ、能力に応じた役割を果たすことができます。

5 市及び住民は、青少年及び子どもが能力に応じた役割を果たすことができるように、適切な支援に務めなければなりません。

6 市は、小学校高学年、中学生及び高校生の参加する「こども議会等」の学習の機会を付与し、多様な支援をしなければなりません。

(学習する権利)

第48条 住民は、自ら考え判断し市政に参画するため、学習する権利を有します。

2 市は、新しい課題の発生等について、学習会を積極的に開催するとともに、住民の学習する権利を保障するため、学習する機会、場所の提供及び講師の派遣等の支援をしなければなりません。

3 住民は、市に対して学習するための場所の提供、学習の目的に応じた講師の要請等の支援を求めることができます。

(意見及び提案制度)

第49条 住民は、市政に関して意見を表明し又は計画等の提案をする権利を有します。

2 市は、住民からの提案申請書により意見の表明又は計画等の提案がなされた場合は、積極的に取り上げ、施策等に反映させなければなりません。

3 市は、住民からの意見及び計画等の提案制度を創設しなければなりません。

4 市は、提案者からの提案に対して、提案者に公開の場において、発表する機会を設けなければなりません。

5 市は、提案がなされたものに対して、住民意見提案評価委員会において審議し、採否を決定するものとします。

6 市は、提案の採否及びその理由を提案者に通知するとともに、公表しなければなりません。

7 市は、意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

8 住民が意見を表明し又は提案する権利の行使に係る手続き等については、別に条例で定めます。

(パブリックコメント)

第50条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例案等を策定するに当たり、

住民の意見を反映するために事前に案を公表し、広く住民に対して十分な説明をし、説明会場等で直接住民に説明し、その質問に誠実に応答し、対話をしなければなりません。

2 市長等は、前項の手続きにより提出された住民の意見を十分尊重してこれを取り入れるようにするとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。この公表に際しては、意見を取り入れない場合の理由も含めて公表しなければなりません。

3 市は、パブリックコメントの意見及び提案に関して、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

4 前3項の手続き及び公表については、別に条例で定めます。

(審議会・市民会議等)

第51条 市長等は、住民及び学識者等の意見を市政に反映させるため、審議会・市民会議等を設置することができます。

2 市長等は、前項の規定により審議会・市民会議等を設置するときは、設置目的等に応じて委員の選出基準を明確にしてこれを公表し、その選任に当たっては、男女の比率、年齢構成、選出区分を明らかにするとともに、長期にわたる就任及び同時期に複数の審議会・市民会議等の委員に就任することなく、さまざまな住民が委員に就任できるよう選任しなければなりません。

3 市長等は、委員のうちの三分の一を住民等から公募し、委員に選任します。

4 前項の公募の基準、審査基準及び住民からの応募期間は、少なくとも一箇月間を確保した上でこれを公表するものとし、採用された公募委員の論文等の結果は、これを公表して、選任の公正・透明性を確保します。

5 市長等は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、正当な理由がない限り、審議会等の会議を公開しなければなりません。

(住民投票)

第52条 市長は、市政運営に係る重要事項について、直接住民の意思を把握するため、その事項ごとに定められる条例により、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

(住民投票の請求及び発議等)

第53条 年齢満18歳以上の住民及び年齢満18歳以上の定住外国人で熊本市に引き続き3月以上住所を有する者で、別に条例で定める資格を有する者（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付して、これを市議会に付議しなければなりません。

3 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例案を、市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

4 市長は、市政運営に係る重要事項について、住民投票を規定した条例案を市議会に提出することで、住民投票を発議することができます。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項については、別に条例で定めるものとします。

第3節 協働による自治運営

(協働請求権及び協働諾否権)

第54条 住民は、市政に対して協働請求権及び協働諾否権を有します。

2 市長等は、前項の協働請求権及び協働諾否権に対して誠実に対応しなければなりません。

(協働の形態)

第55条 協働の形態は、協働を進める市民間の協働、住民と市長等との協働及び市と他の国、県、その他の自治体間の協働をいいます。

(協働の基本原則)

第56条 市民間の協働は、それぞれが対等な立場で目的を共有し、特性等相互の立場を尊重し、他を排除することなく、協力して目的を達成するものとします。

2 住民と市長等間の協働は、それぞれが対等な立場で協定を締結し、相互に協力して、公共的目的を達成するものとします。

3 住民は、市長等に対して、本条例第54条第1項の規定による協働請求権に基づき、協働の請求・計画案等の提案をすることができます。

4 市長等は、前項の住民からの協働の請求・計画案等の提案を受けた場合は、それに対して誠実に対応し、協働について協議する場を設けなければなりません。

5 協働にかかる手続き等については、別に条例で定めます。

(協働推進評価委員会の設置)

第57条 住民と市長等間の協働について、その採否を審議するため、第三者機関として協働推進評価委員会を設置します。

2 市は、協働の採否の審議内容等について、毎年度年次報告書を作成し、公表しなければなりません。

第4節 住民自治による地域自治の運営

第1款 地域における住民の活動及びその活動の推進

(地域における住民と諸団体との活動原則)

第58条 住民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会的貢献活動、その他の自主的な活動を推進するために、主体的に組織等を作り、何人からも干渉されずに自由に自立した活動を営むことができます。

2 住民は、地域の諸課題の解決に向けて、自ら行動し、地域づくりを主体的に行うことができます。

3 住民は、前2項の活動を行うに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、住民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければなりません。

4 市長等は、本条第1項に規定する住民の多様で豊かな地域づくり活動を尊重し、コミュニティセンター及び公民館等を中心にして、その活動が推進されるよう支援するものとします。

5 地域づくりに関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

(新設条文)

地域のまちづくり条例の制定の条文

(学校と地域との連携)

第59条 教育委員会は、地域と連携協力し、保護者、地域住民の学校運営への参加を積極的に進めることにより、地域づくりの核として、地域の力を活かし、創意工夫と特色ある学校づくりを行うものとします

(新設条文)

第2款 校区における自治活動

- 住民自治による校区自治協議会の運営の規定の設置
- 地域の代表者等は、団体を除く、その地域に住所を有する20年以上の住民による公正な選挙によって決定する旨の規定の設置

(新設条文)

第3款 合併自治区 (旧 富合町)

- 住民自治による合併自治区の運営の規定の設置
- 区長等の選挙規定の設置
- 区長等の選任は、住民による選挙の結果を尊重するものとする旨の規定の設置

(東京都特別区長準公選条例が参考になる。林 委員は、東京都千代田区総務部総務課文書係(法規担当)に在職中、「東京都千代田区長準公選条例」の制定立案の起案をして、議案を東京都千代田区議会議長宛に区長名で提案した。永久保存文書として千代田区に保管されている。)

第4款 地域自治機関による自治活動

(地域の住民自治の推進)

第60条 市長は、地域住民の身近な課題について、地域の意見を行政運営に反映させるとともに、地域の住民自治を推進します。

(地域自治機関及び地域代議員の設置)

第61条 市に、地域自治機関及び地域代議員を設置します。

2 地域自治機関は、地域代議員により構成する合議制とします。

3 地域代議員は、団体を除く、その地域に住所を有する20年以上の住民による直接、秘密、平等による公正な選挙によって決定します。

4 地域自治機関の運営及び地域代議員の選挙手続き等に関しては、別に条例で定めるものとします。

第5節 自治推進委員会の設置

(自治推進委員会の設置)

第62条 この条例に定める自治の基本理念及び自治運営の基本原則の実現に向け、熊本市の自治の推進に関する重要事項を審議するため、自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として熊本市自治推進委員会（以下「自治推進委員会」といいます。）を設置します。

2 自治推進委員会は、市長の諮問に基づく重要事項の審議の外、委員会の発意に基づいて決定した事項についても審議し、その結果を市長に答申することができるものとします。

3 市長は、自治推進委員会の答申及び提言を尊重しなければなりません。

4 自治推進委員会は、地方自治に識見を有する者及び住民による15人以内の委員によって構成します。

5 自治推進委員会の委員は、透明かつ公正な選任基準のもとに、第三者機関により選任されるものとします。

6 自治推進委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。

- 7 住民は、自治推進委員会に対して、要望等を提出することができます。
- 8 自治推進委員会は、住民から提出された要望等を審査・検討し、その対応の結果を通知するものとします。
- 9 自治推進委員会の調査活動について、市長等及び補助機関である職員は、協力する義務を負うものとします。
- 10 自治推進委員会の会議は、定例市議会に合わせて、少なくとも年4回開催するものとします。
- 11 自治推進委員会の会議は、公開とし、議事録は速やかに公表するものとします。
- 12 前各項に定めるもののほか、自治推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

第5章 国、県及び他の自治体等との政府関係

(国及び県等との政府間関係)

第63条 市は、基礎的自治体である市町村優先の原則に基づき、国及び県等（以下「国等」といいます。）との適切な政府間関係の確立が図られるように、国等に対して、制度、政策等の改善に向けた取組を積極的に行うとともに、関係団体、住民と連携協力し、自治基盤の強化を図らなければなりません。

(他の地方公共団体等との連携)

第64条 市は、他の地方公共団体等と連携して、行政サービス、施設の相互利用、共通する課題への広域的対応等を行うことにより、住民サービスの向上を図り、効果的かつ効率的な市政運営を行わなければなりません。

(国際関係)

第65条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携、交流及び協力を推進するとともに、住民による公共的な国際活動への支援を行うことにより、相互理解の推進、共通する都市問題への取組及び平和、人権、環境等の地球規模の諸問題への取組を行うものとします。

第 6 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 6 6 条 市長は、この条例を改正又は廃止する場合には、本条例第 6 2 条に規定する自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。ただし、自治推進委員会が住民投票を不要と判断したとき、又は軽微な変更については、この限りではありません。

2 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間ごとに、この条例を見直し、必要な措置を講じるものとします。

3 前項の見直しについては、本条例第 6 2 条に規定する自治推進委員会に諮るものとし、自治推進委員会の提言に対して、市長は、これを尊重するものとします。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第 6 2 条（自治推進委員会の規定）の規定は、規則で定める日から施行します。

2008年(平成20年)10月27日(月)

熊本市自治基本条例検討委員会

会長 山口 道昭 様

熊本市自治基本条例検討委員会委員

国立大学法人 熊本大学大学院

法曹養成研究科(法科大学院)

教授 林 勝 美

(地方自治法専攻)



熊本市自治基本条例案新項目 の提示について

標記について、熊本市自治基本条例に盛込むべき内容を、条例案として、平成20年10月17日付けにて提出しましたが、独立の項目として取り上げられていなものがありますので、下記のとおりお取り上げいただきたく、お願い申し上げます。

なお、項目が同じでも、定義・内容が180度異なるものは、それを対比して比較検討できるように、項目「まちづくり」と併記して各検討委員に提示しないことには、議論ができません。

これは、同じ項目である「まちづくり」といっても、定義・内容が全く異なる場合、一覧性かつ並列的に記載して委員に供しなければ、平等を欠くことにもなり、また、議論を歪める恐れがあるということなのです。すなわち、一方の項目の定義・内容が記載されている現在の「まちづくり」の項目の提示では、不平等であり、各委員に誤解を与えることとなりますので、許されないということなのです。他の項目についても、同様ですので、この点、よろしくお願いいたします。

また、自治基本条例の場合、特に章建て、節・款・条文の配置・分類が極めて重要になります。さらに、各条文の規定の仕方、例えば「・・・努めるものとします。」と規定されているのか、それとも「・・・しなければなりません。」、「・・・するものとします。」と規定されているのかによって、条文の意味・内容が大きく異なってくることは、ご承知のとおり法令解釈の常識となっております。したがって、定義、章建て、条文も含めて、それぞれの案を短冊形式にまとめて、各委員及び熊本市民が比較検討できるように、対比・対照一覧表の作成をお願い申し上げます。

1 新項目として加えていただきたいもの

- (1) 「まちづくり」 ——— 良好な環境及び福祉の住みよい都市づくりを目指して行う市、住民、市民及び事業者等の行う地域における活動をいいます。

【 要望 】 並列的に項目及び上記内容を記載願います。

- (2) 「青少年・子どもの市政への参画」 ——— 市は、小学校高学年、中学生及び高校生の参加する「こども議会等」の学習の機会を付与し、多様な支援をしなければなりません。

(林案 第47条6項)

【 要望 】 「こども議会等」は新項目です。

- (3) 「苦情処理・公的オンブズマンの設置」 ——— 「市長は、住民の行政運営に

関する苦情を公正かつ中立的な立場で、的確かつ迅速に処理することにより、住民の権利利益の擁護を図り、市政に対する信頼性を高め、公正かつ透明な行政の推進を図るため、別に条例で定める熊本市公的オンブズマンを設置します。

「公的オンブズマンは、住民の代理人として3名により、構成し、住民の申し立てに係る苦情又は自己の発意に基づき取り上げた事案について、市長等に対して意見を述べ、若しくは是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は苦情等の原因が制度そのものに起因するときは、当該制度の改善に関する提言を行うもの」とします。

「市長等は、公的オンブズマンの職務の遂行に関してその独立性を尊重し、積極的な協力援助を行うとともに、公的オンブズマンから勧告又は提言を受けたときは、これを尊重し、誠実かつ適切に実行しなければなりません。」

「市長は、公的オンブズマンの職務の遂行を補佐するため、行政に関して優れた識見を有する市の職員以外の者を専門調査員として委嘱するものとします。」

「市長等及び職員は、公的オンブズマンの職務の遂行に関し、協力する義務を負うものとします。」

「公的オンブズマンは、苦情の申し立てに対する意見・提言等の内容について、改善点及び問題点の指摘を含めて年次報告書を作成し、これを公表するものとします。」

【 要 望 】

この「苦情処理・公的オンブズマン」制度は、市民参画制度ではありません。

原案では、「市民参画制度、施策への反映」の項目として、14頁に一部項目として記載されておりますが、この分類ではなく、林案のとおり、行政運営のところに入ります。

したがって、そちらの「協議結果一覧」としては、22頁の「自治体法務」の後か、又は、「行政評価」（23頁）の後に、上記の内容全文を記載お願いいたします。

この項目は、行政運営の項目として極めて重要ですので、省略することなく、記載方よろしくお願い申し上げます。

(4) 「 公益通報制度 」 —— 「市の職員及び出資団体等の役員、職員（以下「職員等」という。）は、法令に違反す

る事実、人の生命、健康、財産若しくは生活環境を害し又はこれらに重大な影響を与える恐れのある事実気付いたとき並びに公益に反する恐れのある事実、事務事業にかかる裁量の誤りに気付いたときは、これを放置せず、かつ、隠すことなくその事実を別に定める弁護士等を委員とする第三者機関等に通報しなければなりません。」

「第三者機関等は、職員等の外、市民からの通報による場合も、調査を開始しなければなりません。」

「第三者機関等の調査に対して、職員等は協力する義務があります。」

「正当な公益通報を行った職員等は、その公益通報をしたことを理由に不利益を受けないよう保障されなければなりません。」

「公益通報に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。」

【 要望 】

公益通報制度は、行政の項目のところに、上記内容とともに、省略することなく記載
お願い申し上げます。

(5) 「 自治推進委員会の設置 」 —— 原案の28頁には、「3 委員会の構成 」としてあり、その中に、

「市議会議員」との記載がありますが、これには、すでに異論が述べられておりますので、並列して市議会議員は構成員に含まないとする意見を記載してください。

【 要望 】

市長の諮問する附属機関に市議会議員が入るのは、不適當でありますので、削除をお願いするものであります。

(6) 「 条例の見直し 」 ——

原案の33頁「条例の見直し」の新項目及び内容として、次の文言を記載してください。

「市長は、この条例を改正又は廃止する場合には、自治推進委員会に諮るとともに、住民投票において、その過半数の賛成を得なければなりません。ただし、自治推進委員会が住民投票を不要と判断したとき、又は軽微な変更については、この限りではありません。」

【 要望 】

条例の見直しについては、改正又は廃止する場合、自治推進委員会が関与するとともに、住民投票により、過半数の賛成を要する事を規定する必要があります。

これは、新項目・内容でありますので、省略することなく、上記の内容を全文記載お願いいたします。

- 2 以上は、気が付いた事項についての要望であります。新たに、盛り込むべき項目がある場合は、別途提案しますので、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上

1. 凡在本行开立存款账户的存款人，均可向本行申请开立支票。

2. 支票的有效期为自签发之日起10天。

3. 支票的金额不得超过存款人账户余额。

4. 支票的签发人必须为存款人本人。

5. 支票的收款人必须为本行客户。

6. 支票的签发人必须加盖预留印鉴。

7. 支票的签发人必须对支票的真实性负责。

8. 支票的收款人必须向本行提示支票。

9. 支票的金额必须以大写数字填写。

10. 支票的金额必须以阿拉伯数字填写。

11. 支票的金额不得超过壹佰万元。

12. 支票的金额不得超过存款人账户余额。

13. 支票的签发人必须为存款人本人。

14. 支票的收款人必须为本行客户。

15. 支票的签发人必须加盖预留印鉴。

16. 支票的金额不得超过存款人账户余额。

17. 支票的签发人必须为存款人本人。

18. 支票的收款人必须为本行客户。

19. 支票的金额必须以大写数字填写。

20. 支票的金额必须以阿拉伯数字填写。

21. 支票的金额不得超过壹佰万元。

22. 支票的金额不得超过存款人账户余额。

23. 支票的签发人必须为存款人本人。

24. 支票的收款人必须为本行客户。